

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和元年
計画主体	熊谷市

# 熊谷市鳥獣被害防止計画

## <連絡先>

担当部署名 産業振興部農業振興課  
所在地 熊谷市弥藤吾2450番地  
電話番号 048-588-9990  
FAX番号 048-588-1326  
メールアドレス nogyoshinko@city.kumagaya.lg.jp



1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	アライグマ、ハクビシン、タヌキ、カラス、ドバト(カワラバト)、ヒヨドリ、ムクドリ、スズメ、カモ、カワウ、イノシシ、アナグマ
計画期間	令和2年度～令和4年度
対象地域	熊谷市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状(平成30年度)

鳥獣の種類	被害の現状		備考
	品目	被害数値	
アライグマ	野菜など	12a・154千円	
ハクビシン	野菜、果樹など	13a・241千円	
タヌキ	野菜、果樹など	7a・102千円	
カラス	水稲、麦、野菜、果樹、豆類	20a・279千円	
ドバト(カワラバト)	水稲、麦など	4a・29千円	
ヒヨドリ	野菜、豆類など	3a・62千円	
ムクドリ	水稲、麦など	2a・18千円	
スズメ	水稲、麦、果樹など	45a・236千円	
カモ	水稲、麦、野菜など	17a・191千円	
カワウ	水稲、麦、野菜、魚類など	今後被害が懸念される	
イノシシ	野菜、豆類、いも類など	今後被害が懸念される	
アナグマ	野菜、果樹など	今後被害が懸念される	

## (2) 被害の傾向

野生鳥獣による農作物等への被害は、実態を把握することが困難ではあるが、特定の地域において集中的に発生していると考えられる。山林の多い江南地域を中心に、荒川の南側は特に被害の報告が多い。

耕作放棄地の増加とともに、空き家の発生等が野生鳥獣等の隠れ場所となり、年間を通じて被害の発生を招く結果となっている。

特に被害の多い農作物としては、アライグマ、ハクビシン、カラスにおいてとうもろこし、ブロッコリー等の野菜類があげられる。

また、イノシシの目撃情報も増加傾向にあり、今後農作物への被害拡大が懸念されている。

## (3) 被害の軽減目標

対象鳥獣	現状値（平成30年度）		目標値（令和4年度）	
	被害金額	被害面積	被害金額	被害面積
アライグマ	154千円	12a	102千円	8a
ハクビシン	241千円	13a	160千円	9a
カラス	279千円	20a	186千円	13a
合計	674千円	45a	448千円	30a

## (4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	①箱わなの設置によるアライグマ等の捕獲  ②有害鳥駆除	①被害数、被害地域ともに拡大の傾向にあるため、箱わなおよび従事者の確保が必要である。  ②実施している区域が局地的であり、実施日数が年間に2日間のため、効果が限定される。
防護柵の設置等に関する取組	—	県が一部の農家等を実証ほ場として設置したものを除き、導入はほとんど進んでいない。

## (5) 今後の取組方針

### ① 被害防止対策の普及啓発

被害防止マニュアルの作成、研修会への参加、野生動物の生態、野生動物が出没する背景等を学習し、正しい知識を身につける。

### ② 集落環境点検の実施

集落環境点検を行い、被害状況、収穫残渣、放任果樹等、集落環境の状況等実態を把握し、地域全体で共通認識を持つ。

### ③ 地域に応じた適切かつ効果的な被害対策の実施

地域出荷団体等を中心に、正しい知識・集落環境点検の結果等を踏まえた、効果的な被害対策を地域全体で実施する。

特定外来生物に指定されているアライグマについては「埼玉県アライグマ防除実施計画」に、基づき、積極的に捕獲・調査を実施するとともに、生息域及び被害状況が類似するハクビシンその他獣類については、被害状況を鑑み、捕獲による駆除が妥当と判断された際に適宜捕獲を実施する。

鳥類については、対策を捕獲に限定せず、ネット等で作物を守るなどして被害の防止に努める。

### ④ 広域連携による鳥獣被害防止対策の推進

関係機関および他県、他市町村と情報交換等をおこない連携して鳥獣被害防止を図る。

## 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

アライグマの捕獲については、猟友会員を従事者として、通年箱わなを利用した捕獲を実施する。その他の獣類の捕獲については、被害状況を鑑み、捕獲による駆除が妥当と判断された際に適宜捕獲を実施する。

また、鳥類の駆除についても、猟友会員を従事者として、適切かつ効果的に捕獲を実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和2年度	アライグマ ハクビシン タヌキ カラス	箱わなの設置 銃器による捕獲
令和3年度	ドバト（カワ ラバト） ヒヨドリ ムクドリ スズメ	箱わなの設置 銃器による捕獲
令和4年度	カモ カワウ イノシシ アナグマ	箱わなの設置 銃器による捕獲

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>県鳥獣保護管理事業計画との整合性を図りながら、有害鳥獣捕獲を基本として、原則としては必要最小限の捕獲を実施する。</p> <p>アライグマについては、外来生物法に基づく埼玉県アライグマ防除実施計画を踏まえた捕獲を実施する。</p>

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
アライグマ	全 頭	全 頭	全 頭
ハクビシン	60頭	60頭	60頭
タヌキ	60頭	60頭	60頭
カラス	150羽	150羽	150羽
ドバト（カワラバト）	100羽	100羽	100羽
ヒヨドリ	30羽	30羽	30羽
ムクドリ	70羽	70羽	70羽
スズメ	20羽	20羽	20羽
カモ	30羽	30羽	30羽
カワウ	必要最小限	必要最小限	必要最小限
イノシシ	必要最小限	必要最小限	必要最小限
アナグマ	必要最小限	必要最小限	必要最小限

捕獲等の取組内容	
アライグマ ハクビシン、タヌキ、 イノシシ、アナグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲手段：箱わな</li> <li>・捕獲実施予定時期：通年</li> <li>・捕獲予定場所：市全域</li> </ul>
カラス、ドバト（カワラバト）、 ヒヨドリ、ムクドリ、スズメ、 カモ、カワウ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲手段：銃器による駆除、巢落とし</li> <li>・捕獲実施予定時期：年2回</li> <li>・捕獲予定場所：被害が多い地域</li> </ul>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
熊谷市	狩猟鳥獣、ドバト（カワラバト）、ニホンザルのみ 委譲済み

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
アライグマ ハクビシン タヌキ イノシシ アナグマ	被害に応じて 防止柵の設置を 検討する。	被害に応じて 防止柵の設置を 検討する。	被害に応じて 防止柵の設置を 検討する。
カラス ドバト（カワラバト） ヒヨドリ ムクドリ スズメ カモ カワウ	被害に応じて 防護ネット等の 設置を検討す る。	被害に応じて 防護ネット等の 設置を検討す る。	被害に応じて 防護ネット等の 設置を検討す る。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和2年度	アライグマ、ハクビシン タヌキ、カラス、ドバト（カワラバト）、ヒヨドリ、ムクドリ、スズメ、カモ、カワウ、イノシシ、アナグマ	—
令和3年度	アライグマ、ハクビシン タヌキ、カラス、ドバト（カワラバト）、ヒヨドリ、ムクドリ、スズメ、カモ、カワウ、イノシシ、アナグマ	—
令和4年度	アライグマ、ハクビシン タヌキ、カラス、ドバト（カワラバト）、ヒヨドリ、ムクドリ、スズメ、カモ、カワウ、イノシシ、アナグマ	—

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
熊谷市農業委員会	被害対策への協力、関連情報の提供
くまがや農業協同組合	被害対策への協力、関連情報の提供
埼玉県農業共済組合	被害対策への協力、関連情報の提供
埼玉県大里農林振興センター	被害対策技術の指導・助言
熊谷猟友会	対策協力
江南猟友会	対策協力
熊谷警察署	現場および周辺的安全確保・助言
埼玉県北部環境管理事務所	被害対策への協力、関連情報の提供
熊谷市環境政策課	捕獲の許可、被害対策への協力、関連情報の提供
熊谷市農業振興課	事務局

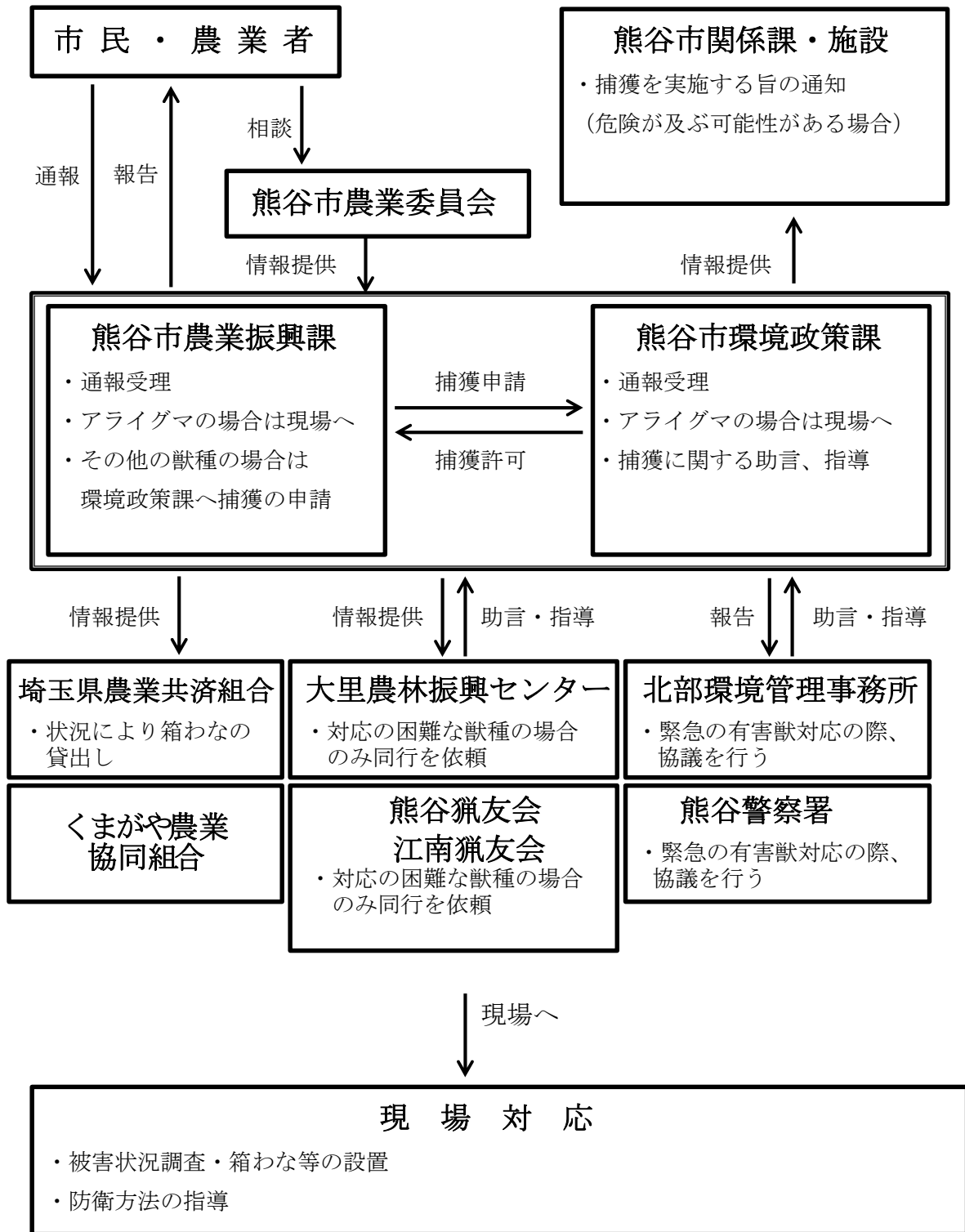
(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。



(2) 緊急時の連絡体制



## 6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

現在は、アライグマ、ハクビシン、タヌキに関しては、安楽死の後、焼却処分している。

鳥類に関しては、銃器により射殺の後、焼却処分している。

## 7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

これまでに、イノシシ等の食品に利用できる野生鳥獣の捕獲実績がなく、食品への利用環境も整っておらず、今後有効利用を含め検討する。

## 8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

### (1) 被害防止対策協議会に関する事項

熊谷市鳥獣被害防止対策協議会	
構成機関の名称	役割
熊谷市農業委員会	被害対策への協力、関連情報の提供
くまがや農業協同組合	被害対策への協力、関連情報の提供
埼玉県農業共済組合	被害対策への協力、関連情報の提供
埼玉県大里農林振興センター	被害対策技術の指導・助言
熊谷猟友会	対策協力
江南猟友会	対策協力
熊谷市環境政策課	被害対策への協力、関連情報の提供
熊谷市農業振興課	事務局

### (2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
埼玉県農業技術研究センター	被害対策技術の指導・助言

### (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

必要に応じて、鳥獣被害対策実施隊の設立を検討する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

被害地域ごとに、地域住民が協力し主体的に鳥獣被害対策が取り組めるよう、正しい知識を得た上で地域協議会の設立等体制作りを推進する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

有害鳥獣被害防止対策については、被害者である農家が主体となり地域全体で複合的に取り組むことが重要である。

被害防止の基本は、農地に鳥獣が近づけない環境を農家自身で作ることであり、行政等は技術の指導、情報の提供を行いながらそれを補助する。ただし、野生鳥獣の個体数は増加傾向にあるため、被害に応じて捕獲を行う必要がある。